

9 選挙

郵便などによる不在者投票の対象者 身

内容 身体に重度の障害のある方が、自宅など現在いる場所において投票することができる制度です。(事前申請、随時受付)

対象者 ①身体障害者手帳をお持ちの方

両下肢 体幹 移動機能 1級もしくは2級

心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸 小腸 1級もしくは3級

免疫 肝臓 1級から3級

両下肢などの障害の程度が、上記の障害の程度に該当することにつき、都道府県知事などが書面により証明した方

②戦傷病者手帳をお持ちの方

両下肢 体幹 特別項症から第2項症

心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸 小腸 肝臓 特別項症から第3項症

両下肢などの障害の程度が、上記の障害の程度に該当することにつき、都道府県知事が書面により証明した方

③介護保険法上の要介護状態区分が「要介護5」の方

窓口 市選挙管理委員会 電話 047-712-6672 ファクス 047-381-8855

メール senkyo@city.urayasu.lg.jp

代理記載制度を利用できる方 身

内容 郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の対象者は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た選挙権を有する者に投票の記載をさせることができます。(事前申請、随時受付)

対象者 ①身体障害者手帳所持者で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の方

②戦傷病者手帳所持者で、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までの方

窓口 市選挙管理委員会 電話 047-712-6672 ファクス 047-381-8855

メール senkyo@city.urayasu.lg.jp

投票所における点字での投票など

内容 目の不自由な方などには、代理投票や点字投票の制度もあります。このような方は本人が投票所において、係員に申し出てください。

音声版選挙公報の配布

内容 市政選挙の際、「声の広報」の宅配サービス利用者など、目の不自由な方に「音声版選挙公報」を宅配します。詳細は「声の広報」をご覧ください。